

政策分析の焦点 24-5 日本が交渉中の EPA の経済効果¹

2024 年 10 月

川崎研一
政策研究大学院大学 政策研究院教授

I. はじめに

日本は、2024 年 9 月現在、外務省²によれば、20 の経済連携協定 (EPA: Economic Partnership Agreement) 等を発効させており、中国、韓国との日中韓 EPA の他、バンングラディシュ、コロンビア、トルコと交渉中であり、湾岸協力理事会 (GCC: Gulf Cooperation Council)³とは交渉再開予定とされている。

本稿では、応用一般均衡 (CGE: Computable General Equilibrium) 世界貿易モデル⁴を用いたシミュレーション分析によって、日本が EPA を交渉中の新たな貿易相手との関税撤廃による経済効果を定量的に考察し、それらの EPA の経済効果の相対的な重要性を検討する。

II. EPA の進展

日本は、アジア太平洋経済では環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定 (CPTPP: Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership)、地域的な包括的経済連携 (RCEP: Regional Comprehensive Economic Partnership) 協定を実施し、また、欧州連合 (EU: European Union) との EPA も実施し、メガ EPA の取組を進めてきた。これまでに日本が EPA 等を発効させたと言われる相手⁵と

¹ 本稿における見解は、筆者個人のものであり、政策研究院、また、筆者が所属する組織としての見解を示すものではない。

² <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/index.html>

³ アラブ首長国連邦 (UAE: United Arab Emirates)、オマーン、カタール、クウェート、サウジアラビア、バーレーン。

⁴ 世界貿易分析プロジェクト (GTAP: Global Trade Analysis Project) の第 11b 版データベースを基に、GTAP 第 7 版モデルが資本蓄積といった動的な効果を織り込んで、RunGTAP ソフトウェアを用いて解かれている。本稿の目的の 1 つは、簡便なソフトを用いた小型の標準的なモデルによるシミュレーションの可能性を示すことである。GTAP データベースは 10 地域における 10 部門に集約されている。

⁵ オーストラリア、ニュージーランド、中国、韓国、モンゴル、東南アジア諸国連合 (ASEAN:

表1 貿易割合と実質GDP効果

	日本の貿易における割合		実質GDP	
	輸出	輸入	日本	貿易相手
バングラディッシュ	0.2	0.2	0.006	0.070
コロンビア	0.2	0.1	0.006	0.192
トルコ	0.5	0.2	0.004	0.071
GCC	2.4	8.3	0.025	0.013
中国	25.4	22.6	0.477	0.123
ASEAN	13.5	14.8	0.062	0.142
米国	18.1	14.4	0.071	0.023
EU	8.9	11.3	0.123	0.048

出所:GTAP Data Base 11b, 2017, GTAPを基にした筆者による計算及びシミュレーション。

の貿易が日本の貿易市場に占める割合は、本稿で用いる GTAP データベースを基に計算すると、財・サービスの輸出では 83.5%、輸入では 80.9%に達している⁶。

ただし、世界貿易機関(WTO: World Trade Organization)の地域貿易協定(RTA: Regional Trade Agreement)データベースでは、日米貿易協定と RCEP は RTA と認められておらず、それらの協定による関税削減は不満足な対象を得るに留まっていると考えられる。日本がその他の EPA も締結していない中国、韓国、米国を除くと、以上の割合は輸出では 32.5%、輸入では 40.1%と大幅に低下する。日本では世界標準を満たした EPA の実施は遅れていることがここでは示唆されている。

一方、中国や韓国を除く日本が EPA を交渉中の新たな貿易相手との貿易が日本の貿易市場に占める割合は、表 1 に示される通り、大きなものになっていない。バングラディッシュ、コロンビア、トルコの割合は、中国や米国の割合の 100 分の 1 に過ぎない。GCC 諸国は日本の原油の重要な輸入元であるが、6 か国を併せた輸出の割合は中国や米国の 10 分の 1 に過ぎない。

また、いくつかの経済は、以上で論じた交渉相手よりも高い貿易割合を獲得している。チャイニーズ・タイペイは日本の輸出では 5.5%、輸入では 2.8%を占めている。中国、インドと併せてブリックス(BRICS)と言われるブラジル、ロシア、南アフリカも輸出では 0.3~0.8%、輸入では 0.6~1.6%を占めている。

Association of Southeast Asian Nations)、インド、カナダ、米国、メキシコ、チリ、ペルー、EU、英国、スイス。

⁶ 韓国、カナダとの EPA に向けた交渉は中断中であるが、韓国は RCEP のメンバーであり、カナダは CPTPP のメンバーである。

III. 関税撤廃の効果

日本といくつかの貿易相手との2国間の関税撤廃による実質GDPの効果は表1に示される通りである。ここで用いる関税データは機械的に2017年時点のデータを基にしているため、以上のメガEPA発効以前の関税水準の効果が分析されることになる。ただし、RCEPに先立つ2国間のEPAによってASEAN諸国との関税は削減されてきている。また、米国やEUの関税率は中国に比べて低くなっており、それらの米国やEUにおける削減の効果は中国における削減効果よりも小さなものとなる。

日本といくつかの国々との間の関税撤廃が日本の実質GDPに与える効果の相対的な重要性は、概ね日本の貿易市場における各国との貿易の割合を反映するものになるだろう。中国との関税撤廃の効果と比べると、バングラディシュ、コロンビア、トルコとの関税撤廃が日本に与える効果は100分の1程度、GCCとの関税撤廃の効果は10分の1程度と推計されている。一方、関税撤廃による以上の3か国の実質GDPの増加の大きさは、日本に比べて経済規模が小さいことから日本における効果に比べて大きくなるだろう。特に、コロンビア経済に対する関税撤廃の相対的な便益は中国やASEAN、また、米国やEUに対する便益よりも大きくなることが示唆されている。

関税撤廃の経済効果については、マクロレベルに加えて、部門レベルでも関心事となろう。理論的には、農業・食品の生産は物理的に大きな経済で、繊維・衣料の生産は労働集約的な経済で、自動車の生産は資本や技術が集約的な経済で増加することが期待されている。ただし、実際の経済効果は、経済の比較優位を反映した貿易構造に加えて、撤廃される関税の大きさに依存し、モデル・シミュレーションによる経済効果の定量的な分析が大切であろう。

関税撤廃による部門別の生産への効果は表2に示される通りである。

- 農業・食品の生産は、ここで分析される全ての場合に日本で減少する一方、貿易相手では増加すると推計されている。ただし、その日本に対する負の影響はここで

表2 部門別生産への効果

	農業・食品		繊維・衣料		自動車及び部品		(%)
	日本	貿易相手	日本	貿易相手	日本	貿易相手	
バングラディシュ	-0.01	0.04	0.71	0.71	0.09	-12.54	
コロンビア	-0.01	0.12	-0.05	0.16	0.28	-4.88	
トルコ	-0.01	0.08	-0.06	0.25	0.10	0.15	
GCC	-0.01	0.06	0.15	0.05	0.72	-1.15	
中国	-0.53	0.21	-1.72	1.05	4.09	-1.33	
ASEAN	-0.43	0.46	0.43	0.27	1.39	-1.95	
米国	-2.39	1.31	0.89	-0.07	1.85	-0.38	
EU	-1.14	0.65	-1.11	1.37	3.11	-0.84	

出所:筆者によるシミュレーション。

の交渉中の EPA では限られたものとなろう。なお、実質 GDP の増加が比較的大きい中国との関税撤廃よりも、実質 GDP の増加が比較的小さい米国との関税撤廃により、農業・食品の生産減少がより大きくなることは留意されよう。

- 繊維・衣料の生産は、日本ではここで議論される EPA を交渉中の相手との関税撤廃の場合でも主な経済との関税撤廃の場合でも増加したり減少したりすることが示唆されている。繊維・衣料の生産は中国との関税撤廃では減少するものの、ASEAN、バングラディッシュとの関税撤廃では必ずしも減少しないと推計されている。一方、貿易相手では、米国以外では概ね増加すると推計されている。
- 自動車及び部品の生産は、ここで分析される全ての場合に日本で増加し、中国、EU との関税撤廃の効果が他よりも大きいと推計されている。一方、貿易相手では自動車及び部品の生産は概ね減少し、特に、バングラディッシュ、コロンビアにおける減少率が著しくなると推計されている。ただし、両国における自動車生産が国内生産に占める割合(1%未満)は僅かであり、国内生産に対する負の影響は 0.02% 程度に限られたものとなっている。

IV. 終わりに

日中韓 EPA を除く日本が交渉中の EPA 相手と日本との間の関税撤廃による経済効果は、日本とメガ EPA の相手との間の関税撤廃による経済効果に比べて限られたものとなろう。他方、WTO は RCEP、日米貿易協定を RTA と認められておらず、依然として更なる関税削減の余地が残されている。日本の EPA 交渉の優先順位は、経済効果の相対的重要性の観点から検討する価値があろう。